

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年一月十七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年二月十五日奈良県指令建第一一二―一二五号

令和六年十二月二日奈良県指令建第一一二―一二五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年一月八日建第一〇四四六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年一月八日建第五九八三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字三輪元松之本方一二三番三、一二四番一、一二七番一及び一二八番一の

各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字三輪元松之本方一二七番一及び一二八番一の各一部

下水道 桜井市大字三輪元松之本方一二七番一の一部

水路 桜井市大字三輪元松之本方一二三番三、一二四番一及び一二七番一の各一部